

第 2 1 号議案 令和 8 年度赤穂市病院事業会計予算
に対する附帯決議

赤穂市民病院の経営形態見直しに係る市民説明会においては、指定管理者制度への移行に伴う債務解消のため、一般会計からの負担額は 3 9 億円と説明されたところである。しかしながら、先般開催された民生生活委員会において、令和 8 年度の経営状況によっては、これを大きく上回る債務が発生する可能性がある旨、病院当局より答弁があった。

一般会計からの負担は市民負担に直結するものであり、これ以上の経営悪化は市財政に深刻な影響を及ぼすとともに、今後の市民サービス全般に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

公立病院を取り巻く環境が厳しさを増していることは十分に認識しているが、病院自らが主体的に経営改善に取り組むことは当然の責務である。

については、令和 8 年度予算の執行に当たり、下記の事項について特段の取組を求めるものである。

記

- 1 医師をはじめとする医療人材の確保に努め、安定した診療体制の維持を図ること。
- 2 収入確保および経費節減を含む経営の効率化と改善に不断に取り組む、一般会計からの負担額が 3 9 億円以下となるよう努めること。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 2 4 日